



2026年2月13日

各 位

会 社 名 ロ 一 ラ ン ド 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 蓑輪 雅弘
(コード番号: 7944 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員CFO 褐田 裕一
(TEL 053-523-0230)

取締役等に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下、「委任型執行役員」といいます。）を対象とした業績目標の達成等を条件とした事後交付による株式報酬制度（以下、「本PSU制度」といいます。）並びに社外取締役を対象とした在籍の継続を条件とした事後交付による株式報酬制度（以下、「本RSU制度」といいます。）から構成される株式報酬制度（以下、「本ユニット制度」といいます。）について、中長期的な企業価値の最大化に向けて、業績連動型株式報酬の構成比率を高めることを目的として、下記のとおり、業績達成度係数の上限を250%まで引き上げる等の見直しを行い、当該制度の一部を改定するとともに、新たに、取締役（社外取締役を除く。）及び委任型執行役員を対象とした、信託を通じて在籍の継続を条件とした株式を交付する「役員向け株式給付信託（RS交付型）」（以下、「本信託制度」とい）、本ユニット制度と総称して「本制度」といいます。また、本信託制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」とい、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入（以下、「本改定」といいます。）を決議いたしました。

これにより、当社は、本改定に関する議案（以下、「本議案」といいます。）について、2026年3月26日開催予定の第54期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本改定について

当社の取締役の報酬等の額は、2020年9月14日付の臨時株主総会において年額500百万円以内とご承認をいただいている、また、それとは別枠にて、2022年3月30日付の定時株主総会において、本ユニット制度の導入についてご承認をいただいている。

また、当社は、2016年12月21日付の臨時株主総会、2020年1月9日付の臨時株主総会及び2021年3月30日付の定時株主総会において導入、継続及び改定のご承認をいただいた、当社の取締役、委任型執行役員及び当社と雇用契約を締結している執行役員（以下、「雇用型執

行役員」といいます。) を対象とした、信託を通じて譲渡制限のない株式を交付する株式報酬制度（以下、「旧信託制度」といいます。）につきましては、本ユニット制度の導入に伴って新たな株式報酬の付与を停止しており、全ての対象者に株式の給付が完了するまでの間、2021年12月31日で終了する事業年度以前の事業年度に係るポイントを対象者ごとに管理するためのみ継続しております。

今般、取締役（社外取締役を含む。）及び委任型執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をさらに明確にし、株主の皆様と価値共有を図るとともに、中長期的な企業価値の増大へ貢献意欲を高めること、及び取締役等の在任中に株式を交付し、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人、その他当社の取締役会が予め定める地位のいずれの地位も喪失する（以下、「退任」といいます。）時までの譲渡制限を付することで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、本ユニット制度を一部改定し、本信託制度を導入することを取締役会で決議し、本議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本改定後の本制度の概要等

本改定後の本制度は以下のとおりです。

I 本ユニット制度

(1) 本ユニット制度の概要

本ユニット制度は、当社が掲げる中期経営計画の期間に対応する3事業年度を評価対象期間（以下、「ユニット評価対象期間」といいます。）とします。本ユニット制度は、1事業年度を支給対象年度として年度ごとに各取締役等に基準となる株式ユニットを付与し、PSUについてはユニット評価対象期間における業績目標の達成度等によって、RSUについてはユニット評価対象期間における在籍を条件として、それぞれユニット評価対象期間終了後に支給ユニット数を確定させ、当該ユニット数に応じた数の当社普通株式交付のための金銭報酬債権を、各取締役等に対し、原則としてその退任時（国内非居住者はユニット評価対象期間終了時）に支給するものです。各取締役等は当該金銭報酬債権を現物出資の方法で給付することにより当社普通株式の交付を受けるものとし、この場合の払込金額は、当該株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）（以下、「交付時株価」といいます。ただし、取締役等がユニット評価対象期間中に当社の取締役等の地位を喪失した場合の交付時株価については、原則として下記(3)に記載のとおりとします。）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各取締役等に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定した額とします。当社の社外取締役を除く取締役等に対しては、当社の中期経営計画等における業績目標の達成度等に連動するPSUを、当社の社外取締役に対しては、評価対象期間における在籍を条件とする役位に応じたRSUを付与し、それぞれ株式報酬を支給します（詳細は下記(2)以降のとおり。）。

① 本ユニット制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	本 PSU 制度	・社外取締役以外の取締役 ・委任型執行役員
	本 RSU 制度	・社外取締役
② 本ユニット制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響		
当社株式の取得方法及び取締役等に交付等がなされる当社株式の数の上限（下記(2)のとおり。）	・当社株式は、新株発行又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得予定。 ・取締役等に付与される交付株式の上限は、1事業年度あたり 80,000 株（うち、社外取締役分は 4,000 株）※発行済株式総数（2025 年 12 月 31 日時点。自己株式控除後）に対する割合は約 0.3%	
③ 本 PSU 制度における業績達成条件の内容（下記(2)のとおり。）	<p>・PSU については、ユニット評価対象期間終了後に、各事業年度における付与ユニットの累計値に、ユニット評価対象期間の最終事業年度における業績目標の達成度に応じた加算・減算率（中期経営計画に掲げる業績目標（連結 ROIC（投下資本利益率※）等）の達成度等に応じて 0～250% の範囲で変動します。）を乗じて支給ユニット数を算定します。</p> <p>※連結 ROIC（いずれの数値も連結ベース）＝税引後営業利益 ÷ ((投下資本(*)の期首残高 + 期末残高) ÷ 2)</p> <p>(*) 投下資本＝運転資本（売上債権+棚卸資産-仕入債務）+ 固定資産</p>	
④ 当社株式等の交付等の時期（下記(3)のとおり。）	<p>・原則として、取締役等の退任時（国内非居住者はユニット評価対象期間終了時）</p>	

（2）取締役等に交付等がなされる当社株式の数の算定方法及び上限

本ユニット制度に係る報酬等の各取締役等への配分については、当社の指名報酬委員会において承認された原案に基づき取締役会が決定することいたします。ユニット評価対象期間（3事業年度）ごとに各ユニット評価対象期間に係る報酬等として取締役等に支給する金額報酬債権の総額の上限（以下、「支給上限額」といいます。）を 240,000 株に交付時株価を乗じた額、各ユニット評価対象期間に係る報酬等として本ユニット制度に基づき取締役等に交付する当社普通株式の総数の上限（以下、「交付上限株式数」といいます。）を 240,000 株とします（うち、社外取締役分として 12,000 株）。なお、かかる支給上限額及び交付上限株式数は、2020 年 9 月 14 日付の臨時株主総会、2016 年 12 月 21 日付の臨時株主総会、2020 年 1 月 9 日付の臨時株主総会及び 2021 年 3 月 30 日付の定時株主総会において既にご承認をいただいている取締役の報酬等の額とは別枠といたします。

取締役等に対して交付等が行われる当社株式（金銭給付対象となる株式を含みます。）の数は、確定した支給ユニット数により決定します。1 ユニットにつき当社株式 1 株を交付する

ものとし、1 ユニット未満の端数は切り捨てます。ただし、当社普通株式について株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する行為等が行われた場合、当社は、当該分割又は併合等の割合に応じて、1 ユニット当たりの交付等が行われる当社株式の数及び上記の交付上限株式数を調整します。

ユニット評価対象期間について取締役等へ付与され支給されるユニット数は、次のとおり算定されます。なお、ユニット評価対象期間中に取締役等への就任、役位の変動があった場合に付与されるユニット数は、在任期間等に基づき調整を行います。

①当社の社外取締役を除く取締役等

ユニット評価対象期間中の各事業年度における役位、業績目標の達成度等に応じてユニットを付与し、ユニット評価対象期間終了後に、各事業年度における付与ユニットの累計値にユニット評価対象期間の最終事業年度における業績目標の達成度に応じた加算・減算率を乗じて支給ユニット数を確定します。

※業績目標指標は、当社の中期経営計画等における業績目標(連結 ROIC 等)とし、目標の達成度等に応じて 0~250% の範囲で変動します。

②当社の社外取締役

ユニット評価対象期間中の各事業年度の役位に基づき付与されるユニットの累計値が、ユニット評価対象期間中の在籍を条件として、支給ユニット数として確定します。

(3) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

当社は、ユニット評価対象期間が終了した時点で以下の要件を満たす取締役等に対して、原則としてその退任時（国内非居住者はユニット評価対象期間終了時）に、本ユニット制度に基づく報酬等を支給します。

※支給要件

①ユニット評価対象期間中に取締役等であること（ユニット評価対象期間中、新たに取締役等になった者を含む。）

②取締役等を退任していること（ただし、国内非居住者は除く。）（※）

③在任中に一定の非違行為等があった者でないこと

④その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

（※）取締役等がユニット評価対象期間中に当社の取締役等の地位を喪失した場合であっても、当社取締役会で予め定める事由による地位喪失であって、当該地位喪失事由ごとに当社取締役会で定める在任期間要件を満たす場合、当該地位喪失事由の性質に応じ、支給上限額及び交付上限株式数の範囲内で当社取締役会において定める合理的な方法に基づき算定した数の当社普通株式若しくは金銭又はその双方を、当社取締役会が定める時期に交付又は支給します。なお、取締役等の退任に伴いユニット評価対象期間の終了前に本ユニット制度に基づく報酬等を支給する場合は、当該取締役等に交付する株式の数又は支給する金銭の額の

算定には、当該支給に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を用います。

(4) その他の本ユニット制度の内容

取締役等が一定の非違行為等を行った場合は、当該取締役等が本ユニット制度に基づく報酬等を受けることはできません。

II 本信託制度

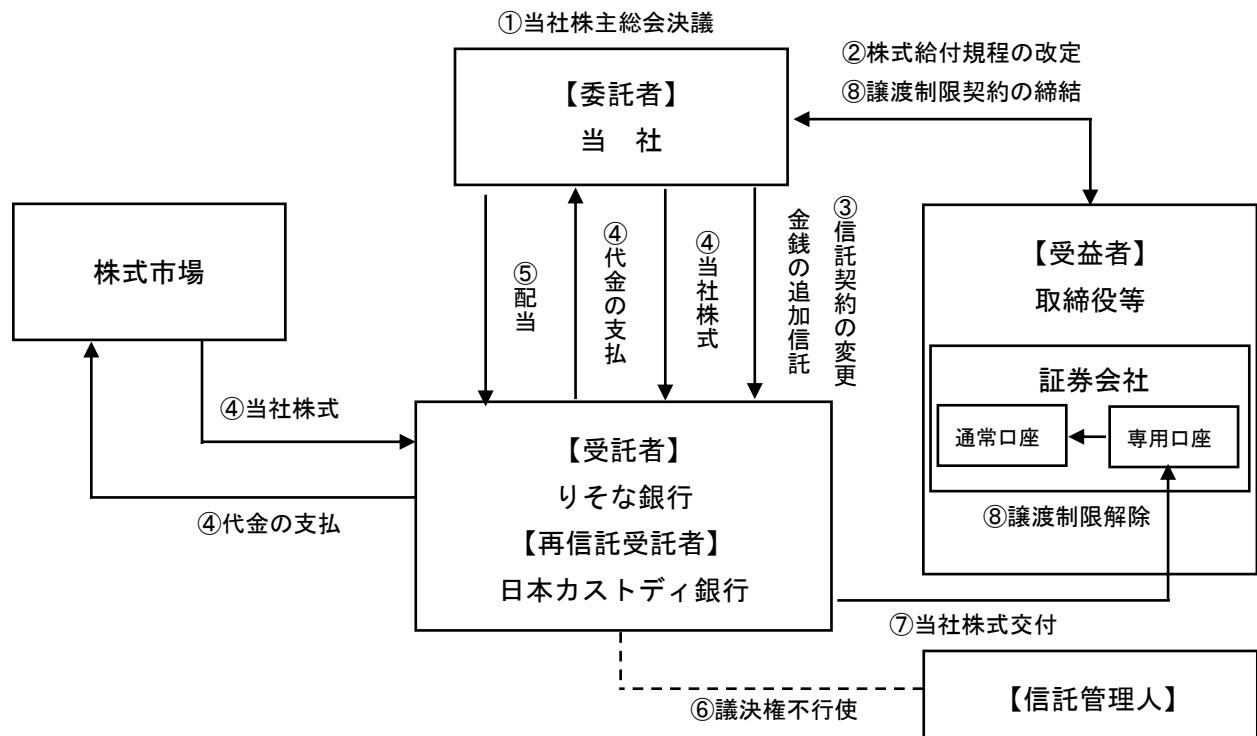
(1) 本信託制度の概要

本信託制度は、取締役等（当社の社外取締役を除きます。以下、本Ⅱにおいて同じとします。）の報酬として、本信託が当社株式を取得し、当社が定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて、取締役等に交付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として各事業年度のポイント付与後とし、取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、交付前に当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結のうえ、取締役等の退任時までの譲渡制限を付すこととします（詳細については下記(7)及び(12)のとおりとします。）。

また、旧信託制度に基づいてポイントの付与を受けていた現在の取締役（社外取締役を除く。）及び委任型執行役員（以下、「旧信託制度対象者」といいます。）に付与済みのポイントについて、旧信託制度対象者は、本株主総会での承認を条件に、本株主総会後、当社が別途定める時期に付与済みのポイント数に相当する当社株式の交付を受けることとします。なお、旧信託制度対象者に交付される当該当社株式についても、交付前に当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結のうえ、退任時までの譲渡制限を付すこととします。

<本信託制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本信託制度の一部改定に関して承認決議を得ます。
- ② 当社は、本信託制度に基づき株式給付規程を改定します。
- ③ 当社は、既存の信託契約を変更し、必要に応じて、本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて行使しないものとします。
- ⑦ 取締役等に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、各事業年度の一定の時期に、役位に応じたポイントが付与され、株式給付規程に定める一定の受益者要件（下記⑧の譲渡制限契約の締結も含む。）を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を交付し、証券会社に開設した専用口座で管理します。
- ⑧ 交付される当社株式については、原則として、当社と取締役等との間で、交付日から取締役等の退任日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。当社は、取締役等の退任時に、交付した当社株式の譲渡制限を解除します（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償で取得します。）。

(2) 本信託制度の対象者

取締役等を対象とします。

なお、社外取締役及び雇用型執行役員については、本改定の対象外となります。

(3) 本信託制度の対象期間

2026年12月末日で終了する事業年度から2028年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「本信託評価対象期間」といいます。）及び本信託評価対象期間経過後に開始する3事業年度ごとの期間（以下、本信託評価対象期間とあわせてそれぞれの期間を「信託評価対象期間」といいます。）を対象とします。

(4) 信託期間

2016年12月27日から2046年12月末日までとします（本信託制度が継続する限り本信託の信託期間は延長するものといたします。）。

なお、本信託制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に拠出する信託金の上限額

当社は、信託評価対象期間中、取締役等への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、1事業年度あたり140百万円（うち、取締役分として105百万円）に信託評価対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（本信託評価対象期間（3事業年度）については420百万円（うち、取締役分として315百万円））を上限とした金額を本信託に拠出いたします（注）。

また、本信託評価対象期間経過後も、本信託制度が終了するまでの間、当社は、信託評価対象期間ごとに、上記の金額に信託評価対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額を上限として追加拠出を行うこととします。

ただし、かかる拠出又は追加拠出を行う場合において、各信託評価対象期間の開始直前日において、本信託の信託財産として残存する当社株式（直前までの各信託評価対象期間において当社の取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社の取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、あわせて「対象期間開始直前日残存株式等」といいます。）があるときは、当該対象期間開始直前日残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(6) 取締役等に交付する当社株式の算定方法及び上限

取締役等には、信託評価対象期間の各事業年度の一定の時期において、株式給付規程に基づき、役位に応じて定まるポイントが付与されます。

信託評価対象期間ごとに、取締役等に対して付与するポイント数の合計は、1事業年度当たり28,000ポイント（うち、取締役分として21,000ポイント）に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（本信託評価対象期間（3事業年度）については84,000ポイント（うち、取締役分として63,000ポイント））を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。ただし、本株主総会において本信託制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

（7）取締役等に対する当社株式等の交付等

原則として、各事業年度のポイント付与後に、下記（12）に記載の譲渡制限契約の締結を含めた株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、本信託制度に基づき付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役等が死亡した場合には、譲渡制限を付さず、付与ポイント数に応じた当社株式の時価相当額の金銭を本信託から給付します。いずれの場合においても、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

また、旧信託制度に基づき旧信託制度対象者に付与されたポイントについては、当社が別途定める時期に譲渡制限契約を締結のうえ、交付するものとします。

（8）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の信託金の上限額及び上記（6）の取締役等に交付する株式数の上限の範囲内で、株式市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

（9）信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

（10）信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用等に充当されることになります。

（11）信託終了時の取扱い

本信託は、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、取締役等と利害関係のない公益法人等へ寄付することを予定しています。

（12）取締役等に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

取締役等が、本信託制度に基づき、在任中に当社株式の交付を受ける場合は、当社株式の交付に先立ち、当社と取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制

限契約」といいます。)を締結するものとします(取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。)。

ただし、株式交付時において、株式給付規程に定める一定要件を満たす場合においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式の時価相当額の金銭を交付することがあります(詳細は、上記の2.(7)をご参照下さい。)。

(本譲渡制限契約の主な内容)

- ① 取締役等は、本信託制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から退任する(死亡による退任を含みます。以下同じ。)までの間(以下、「譲渡制限期間」といいます。)、第三者への譲渡、担保権の設定その他の一切の処分をしてはならないこと
- ② 譲渡制限期間中、取締役等が任期満了その他の正当な事由により退任し又は死亡により退任した場合には、当該退任時点において取締役等が保有する当該株式について当該退任の直後の時点に譲渡制限を解除すること
- ③ 一定の事由が生じた場合(在任中に一定の非違行為があったとの合理的な証拠が存在する場合等)には当社が当該株式を無償で取得できること
- ④ 譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約(分割型分割に限ります。)、当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求(以下、「組織再編等」といいます。)に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することがあること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役等が証券会社に開設した専用口座で管理されます。また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】

- | | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| ①名称 | 役員向け株式給付信託(RS交付型) |
| ②委託者 | 当社 |
| ③受託者 | 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。 |
| ④受益者 | 取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| ⑤信託管理人 | 当社と利害関係を有しない第三者 |
| ⑥信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |

⑦本信託契約の締結日 2016年12月27日

⑧信託の期間 2016年12月27日から2046年12月末日まで
(本信託制度が継続する限り本信託の信託期間は延長するものと
いたします。)

⑨本信託契約の変更日 2026年5月(予定)

以上